

## 日本体育・スポーツ経営学会 名誉会員規程

- 第 1 条 日本体育・スポーツ経営学会は、本学会及び体育及びスポーツ経営学の発展に特別な功労があった会員を名誉会員にすることができる。
- 第 2 条 名誉会員の候補者は、原則として、30 年以上の会員歴があり、前年度末（3 月 31 日）の時点で、満 70 歳に達している正会員とする。
- 第 3 条 名誉会員は、次の事項の手続きを経て決定する。
- (1) 理事は理事会に対して名誉会員にふさわしい会員を推薦することができる。
  - (2) 理事会は、理事から名誉会員の推薦があった場合、速やかに審議決定する。
  - (3) 理事会は、本人の了承を得た上で総会に報告する。
- 第 4 条 学会の名誉会員には次の各号の事項が適用されるものとする。
- (1) 本学会会員としての会費は免除される。
  - (2) 学会大会及び各種行事への参加費が免除される。
  - (3) 理事選挙における選挙権及び被選挙権は有しない。
  - (4) 学会大会における研究発表及び学会誌への投稿は、正会員と同等の資格を有する。
- 第 5 条 この規程は、理事会の決議により改正することができる。

### 付則

この規程は、平成 26 年 3 月 20 日より適用する。

この規程は、令和 6（2024）年 8 月 31 日より適用する。

### <参考：会則>

#### 第 3 章 会員

第 5 条 会員の種別は、次のとおりである。

(4) 名誉会員：本会に顕著な貢献のあったもので、理事会により承認された個人